

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

わが国は高齢化が進行し、人口構成においては、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）が急激に増加しています。令和2年（2020年）9月1日現在の総務省人口推計では、総人口1億2,581万人のうち、高齢者人口は3,616万人であり、28.7%の高齢化率となっています。

本市においては、人口は微減で推移し、なかでも年少人口や生産年齢人口は減少しています。一方、令和2年（2020年）9月末現在における高齢者人口は10万2,658人で高齢化率は29.2%となっており、全国と比較しても高齢化率は高く、平成28年度（2016年度）に入り高齢者人口は本市統計開始以降はじめて10万人を突破し、増加を続けています。75歳以上の後期高齢者は、平成30年（2018年）9月末現在5万1,510人で、高齢者人口に占める割合が50.7%となり、65歳以上74歳以下の前期高齢者数を上回りました。本市の将来推計によると、今後も高齢化率は増加し、特に75歳以上の後期高齢者数はさらに増加が見込まれます。

平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）を計画期間とする「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「前計画」という。）においては、後期高齢者が増加し、高齢者を支える年齢層が減少することが予測されるなか、令和7年（2025年）に向けた地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者がその有する能力に応じて安心して自立した生活をおくることができるまちづくりを目指して取り組んできました。

令和2年（2020年）6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、介護保険法が改正されました。この改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の支援、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等が示されています。

また、国から示された基本指針では、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）を見据えたサービス基盤や人的基盤の整備、地域共生社会の実現、災害や感染症対策に係る態勢整備等についての取組が求められています。

本市では、前計画の実績や課題、高齢者を取り巻く現状、国、大阪府の指針を踏まえ、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

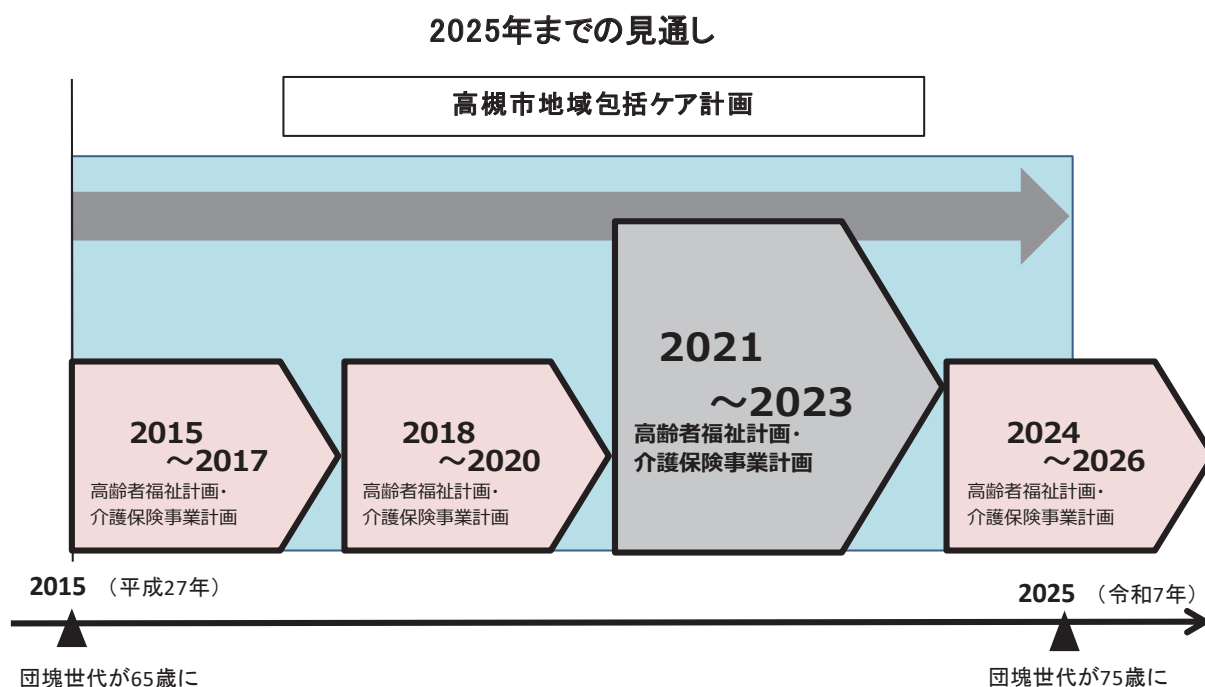
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。

前計画では、「地域包括ケアシステムの構築」という目標を掲げ、令和7年（2025年）に向けた取組を進めるための施策を推進してきましたが、本計画ではそれを引き継ぎ、さらに発展させていくものとして策定します。

また策定にあたっては、介護保険法第116条第1項の規定に基づき国が定める基本指針や大阪府が定める「市町村高齢者計画策定指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえ、「大阪府高齢者計画」、「大阪府医療計画」をはじめ、「高槻市総合計画」「高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「高槻市障がい者基本計画」「高槻市障がい福祉計画」「健康たかつき21（高槻市健康増進計画）」「高槻市都市計画マスタープラン」等、関連する他の計画との整合を図っています。

3 計画の期間

本計画の期間は令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日までの3年間とし、前計画に引き続き令和7年（2025年）を見据えた「高槻市地域包括ケア計画」として策定します。なお、本計画は介護保険法に基づき3年を1期としています。



4 計画策定体制

計画の策定にあたっては、基本指針に基づき、様々な意見等を反映させることとしています。施策の展開や各サービスの利用量の適正な見込み、整備量を設定するために、要介護者等の実態や住民ニーズ等を正確に把握することが重要であり、以下のように計画策定体制を整えています。

(1) 計画の策定機関

①高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会

庁内関係部局との計画策定における連携体制として、副市長を委員長とする部長級職員による「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び内容の検討を行いました。

②高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

市民、学識経験者等から幅広く意見を求め、計画に反映させるため、市議会議員、学識経験者、社会福祉関係者、公募市民で構成する「高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において様々なご意見をいただきました。

本分科会は公開審議としており、開催日については、事前に広報たかつき、市ホームページに掲載し、本分科会終了後、会議録を市ホームページで公開しています。なお、資料については、市役所本館1階の行政資料コーナー等で閲覧することができます。

(2) アンケート調査の実施

①在宅介護実態調査

在宅の要支援・要介護認定者（以下、「要介護等認定者」という。）とその介護者を対象に、必要とされる介護の内容や今後の支援・サービスの利用意向、介護者の介護と仕事の両立の状況等を調査・分析するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	回収状況	調査期間
令和元年（2019年）9月～11月に要介護等認定の更新申請・区分変更申請を行った方 1,623名	郵便による 配付・回収	有効回答 931件 (有効回答率 57.3%)	令和2年（2020年） 2月

②介護保険・高齢者福祉に関するアンケート調査

国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査項目を取り入れ、市民の高齢者福祉サービスや介護サービス等に対する利用状況、利用意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とするための「介護保険・高齢者福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	回収状況	調査期間
「要介護等認定を受けていない」又は「要支援認定を受けている」65歳以上の方 2,000名	郵便による 配付・回収	有効回答 1,299件 (有効回答率 65.0%)	令和2年(2020年) 5月

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民の意見を聴き、本計画に反映していくために、令和2年(2020年)12月7日から令和3年(2021年)1月6日までパブリックコメントを実施しました。

(4) 介護保険事業者へのヒアリング等の実施

本計画の高齢者施策に反映することを目的に、市内に12箇所設置している地域包括支援センターや高槻市介護保険事業者協議会へのヒアリング並びに施設・居住系サービス事業者へのアンケート調査等を行いました。

5 計画の進行管理と検証体制

(1) 高槻市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会による検証

本計画に関する計画進捗状況の管理や取組に関する成果の確認については、本分科会において、計画の基本理念及び目標に沿って実施されているかを、定期的に点検・評価します。

(2) 関係部署との連携

本計画の推進にあたっては、関係する様々な部署及び関係機関との緊密な情報交換と連携に努め、効果的・効率的な計画の推進を図ります。

(3) 財源の確保と利用者負担の適正化

本計画の各種施策の実施にあたっては、事業運営の効率化、経費の削減に努め、無駄のない効果的な取組を進めます。また、財政の健全性の確保と持続的な施策運営を目指し、補助対象事業の拡大や制度変更に伴う必要な財政措置等について国・大阪府に要請していきます。

サービスの提供にあたっては、持続可能な社会保障制度を継続する観点から、サービスの利用のあり方と適切なサービス提供に十分配慮し、利用者の受益と負担能力に応じた適正な金額での利用者負担の設定に取り組めます。

(4) 計画の推進にあたって踏まえる視点

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すための令和12年（2030年）を期限とする国際目標であり、17のゴール・169のターゲットを設定しています。わが国においては、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が進められており、本市においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。17のゴールのうち、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」等が本計画に関連するものであり、本計画の推進がSDGsの目標にも資するといえます。

また、本市の20年後、30年後の輝く未来に向けた「高槻市みらいのための経営革新宣言～フューチャープログラムの実行～」（平成28年（2016年）1月）、今後の市の役割や取組の方向性を明確にすることを目的に策定された「『高槻市みらいのための経営革新』に向けた改革方針」等、本市の施策の方向性や、国・大阪府の動向等を踏まえ、適宜、高齢者に対するサービスや所管する公共施設のあり方について検討します。